

固定資産評価審査申出制度のあらまし

1 固定資産評価審査申出とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。

審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関で、本市では、税理士等の専門的な知識を持った委員3名で構成しています。

2 審査の申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格に関することに限られます。

価格以外の不服は、「審査請求」により市長に申し立てることができます。

不服申立ての種別	不服の内容	不服申立て先
審査申出	価格（評価額）	越谷市固定資産評価審査委員会
審査請求	価格（評価額）以外 （課税標準、税額等）	越谷市長

- 土地及び家屋については、3年に1度、評価替えが行われ価格が見直されます。この評価替えを行う年度を「基準年度」といいます。

審査の申出は、原則として基準年度に限られます。ただし、次の場合には、基準年度以外の年度（第2年度、第3年度）でも審査の申出をすることができます。

- ① 家屋の新築や土地の分筆等により、新たに価格等が固定資産課税台帳に登録された場合
- ② 家屋の増改築や土地の地目の変換等により、価格が変わった場合
- ③ 家屋の増改築や土地の地目の変換等により、評価替えをすべき旨を申し立てる場合
- ④ 地価の下落により土地の価格が修正された場合（地価の下落に伴う価格の修正以外は、審査申出の対象となりません。）
- ⑤ 地価の下落により土地の価格が修正されなかった土地について、修正されるべきである旨を申し立てる場合

3 審査の申出ができる方

固定資産税の納税者又はその代理人に限られます。

固定資産を共有している場合は、各共有者が単独で審査の申出をすることができます。

4 審査の申出ができる期間

固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内（※）です。

※ 固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった日以後に、価格の修正があった場合は、修正通知を受けた日から3か月以内です。この場合、審査の申出をすることができるのは、価格のうち修正された範囲に限られます。

5 審査の申出の方法

所定の審査申出書に、申出の趣旨、理由など必要事項を記入し、審査委員会に提出してください（正・副の2部）。また、次の①～④に該当する方は、それぞれ右欄に掲げる書類も提出してください。

【審査申出書以外の提出書類】

	種 別	提出書類
①	代理人により審査申出をする場合	委任状
②	法人の場合	代表者事項証明書、全部事項証明書等
③	法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものの場合	代表者又は管理人の資格を証する書面
④	総代を互選した場合	総代の資格を証する書面

※ 必要に応じて、これ以外にも審査委員会から資料の提出を求めることがあります。

審査の申出にあたっては、評価の根拠等について、あらかじめ行財政部資産税課において十分な説明を受けていただくようお願いします。

6 評価についての照会

審査の申出をされた方（以下「審査申出人」といいます。）は、審査申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、評価庁（市長）に書面で照会することができます。

詳しくは、行財政部資産税課にお問い合わせください。

7 審査の方法

◆ 形式審査

審査申出書が提出された後、内容の審査をする前に、必要な書類が添付されているか、期限内に提出されたものであるかなど、形式審査を行います。

審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正通知をお送りしますので、その内容に従って補正していただくことになります。

なお、期限後に提出された審査申出書や、補正通知をお送りしても補正されなかった場合は、不適法な審査申出として却下されることがあります。

◆ 実質審査

形式審査の結果、適法な審査の申出であると認められた場合、以下のように実質審査に入ります。

(1) 書面審査

審査は、審査申出人と評価庁（市長）の双方から提出された書面をもとに行います。

審査申出人からの審査申出書や反論書、評価庁（市長）からの弁明書などをもとに、双方の主張を明らかにします。

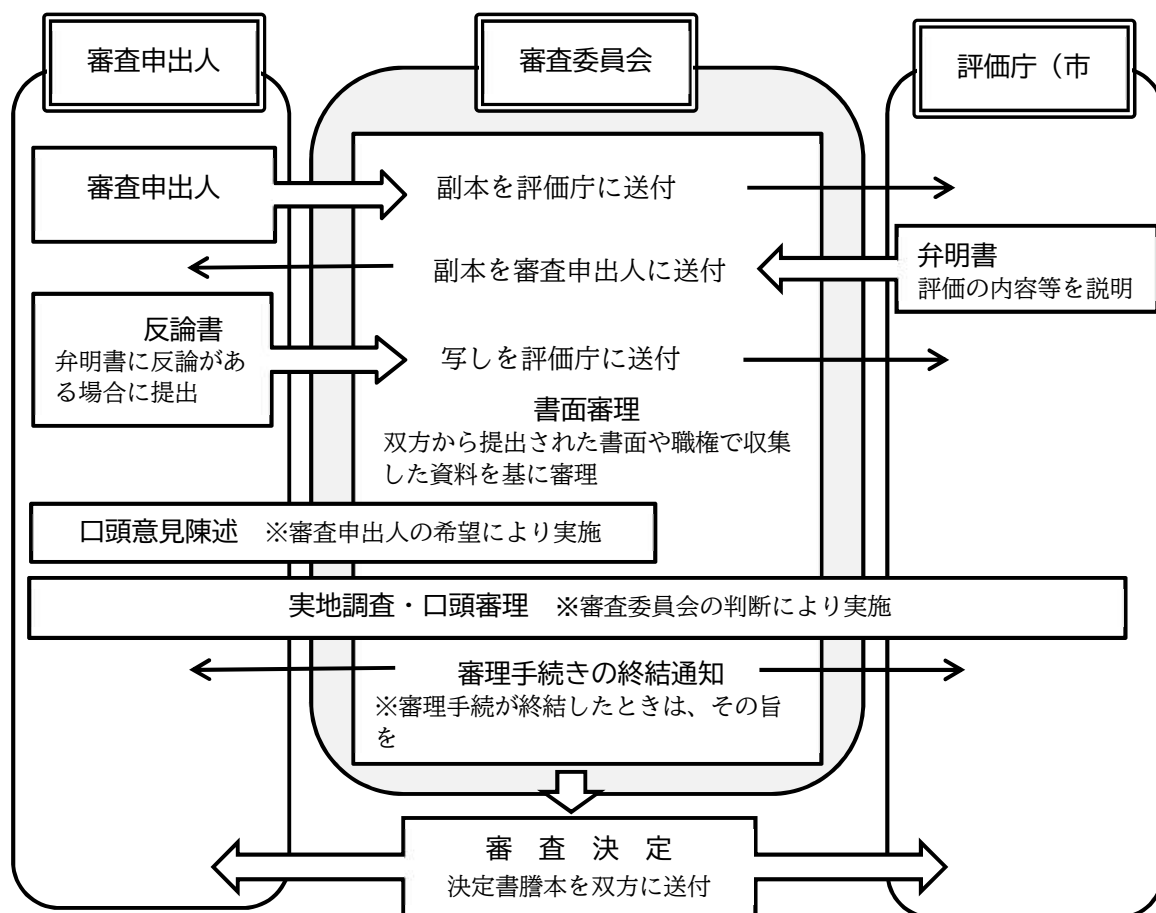
なお、審査委員会が必要と判断する場合は、実地調査や口頭審理（審査申出人及び評価庁が出席し、口頭による陳述を聴取すること）を行います。

(2) 口頭意見陳述

審査申出人が希望する場合、審査委員会に対して口頭で意見を述べるができます。（口頭意見陳述には評価庁は出席しません。）

(3) 審査の流れ

実質審査の手順は、おおむね次のとおりです。



※ 審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期すことも求められているので、審査に時間がかかることがあります。

8 審査の決定

審査決定には、次の3種類があります。

①	認容	審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格を修正すること
②	棄却	審査申出人の主張は価格を修正すべき正当な理由にはあたらないとして、主張を退けること
③	却下	審査申出期間後に提出された申出や価格以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

9 審査委員会の決定に不服がある場合

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から6か月以内に越谷市を被告として（審査委員会が被告の代表者となります。）訴訟を提起することができます。

ただし、審査委員会の決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査委員会の決定の取消しの訴えを提起できなくなります。

また、審査委員会が審査申出書を受け付けてから30日以内に決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

10 その他

審査の申出をした場合でも、固定資産税の納期限は延長されません。

納期限を過ぎますと、滞納扱いとなりますので、固定資産税は納期限までに納めてください。（納付いただいた後に、審査決定に基づき価格が修正され、固定資産税額が減額された結果、過払い部分が生じた場合には、還付がなされることになります。）

《問合せ・提出先》

越谷市固定資産評価審査委員会（総務部総務課内）

住 所 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

電 話 048-963-9140（直通）

FAX 048-963-7625

e-mail somu@city.koshigaya.lg.jp